

○給与条例の改正に伴う復職時等における号給の取扱いについて

(平成18年3月27日岡人委第212号通知)

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成18年岡山県条例第3号。以下「改正条例」という。）の施行に伴い、平成18年4月1日以降において初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年岡山県人事委員会規則第3号）第38条又は職員の育児休業等に関する規則（平成4年岡山県人事委員会規則第6号）第5条の2の規定による号給の調整（以下「復職時調整」という。）を行う場合は、復職時等における号給の調整について（平成18年岡人委第211号通知。以下「平成18年通知」という。）によるほか、次に定めるところによることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので通知します。

なお、給与条例の改正に伴う復職時等における給料月額の見直しについて（昭和60年岡人委第267号通知）は、この通知の適用日以降廃止します。

記

第1 調整の要領

1 切替日前の休職等の期間を含む期間に係る復職時調整は、次に定めるところにより、切替日の前日までの期間に係る旧制度による給料月額の調整等、改正条例附則第2項から第5項までの規定による号給の切替え等及び切替日以後の期間に係る復職時調整を順次行ったものとした場合に得られるところによる。

一 切替日の前日に復職等をしたものとみなし、復職時等における給料月額の調整等について（昭和49年岡人委第498号通知。以下「昭和49年通知」という。）の定めるところに従い、切替日前の基礎昇給期間（昭和49年通知第1の第1項第1号に規定する基礎昇給期間をいう。以下同じ。）を基礎として切替日前の同号に規定する合算期間又は調整期間に係る給料月額の調整等を行う。

なお、当該合算期間又は調整期間が基礎昇給期間を超えないこととなる職員にあつては、昇給期間の短縮を行う。

二 切替日の前日において復職等をし、前号の規定により得られる給料月額等を同日に受けていたものとみなして改正条例附則第2項から第5項までの規定による号給の切替え等を行う。

三 前号により得られる号給を基礎として、平成18年通知に定めるところに従い、切替日以後の期間に係る復職時調整を行う。

2 前項及び改正条例附則第2項から第5項までの規定の適用については、「切替日」を「復職等の日」と読み替えて調整を行うことができる。

この場合において、平成18年通知第3項の規定については、同項第1号中「昇格の日の直前の昇給日」を「復職等の日」に読み替えて準用する。

## 第2 切替日前の期間を復職時調整の対象としない場合

切替日前に復職等をして、切替日における号給を決定するに当たり、給料の切替等について（平成18年岡人委第192号通知）第2の第2項第5号の規定の適用を受けた職員にあっては、切替日前の期間に係る復職時調整は行わない。